

畜産経営拡大資金の借り方

畜産課経営係

本年4月号で、この資金制度の考え方について説明しましたが、その後拡大資金に関する要綱や事務運営などが決定しましたから、前の説明の検討事項や追加事項などを説明します。

貸付対象などがきまる

最初に畜産経営拡大資金の貸付け対象者となるのは、農業を営む個人と、農業生産法人です。しかし生産法人のうち組合員もしくは社員の属する世帯の数が5以上あるものは除かれます。

また肉用牛経営は、市町村農業振興計画で基幹作目に肉用牛（繁殖）が承認されている市町村内の農業者でないと貸付対象者とはなりません。

農業構造改善事業実施地区およびパイロット実施地区の場合、酪農経営にかかる拡大資金については牛乳を基幹作目とする市町村、肉用牛経営にかかる拡大資金については、肉用牛または肉牛をそれぞれ基幹作目とする市町村内の農業者は貸付対象とはなりません。

次に農家の育成目標は個人の場合変っていませんが、農業生産法人の場合は個人の目標規模に、法人に属する世帯の数を乗じた頭数となっています。

貸付条件のうち、貸付限度額は1戸当りの額に法人の世帯の数を乗じた額となっています。

家畜共済の特約条件は、償還が終了するまでの期間、拡大資金によって購入した牛又はこれの相当する頭数の牛を、家畜死廃病傷共済に掛けなければなりません。

大体以上の事項がこのたび決定した事項です。

認定を受けるには

この資金を借って畜産経営の規模を拡大しようとする農業者は、自主的な創意と意欲に基いて経営計画を作成し、これについての県の認定を受けなければこの資金は借りることができません。

まず最初にこの資金を借りようとする人は認定の要件に該当しているかどうか、農林事務所の承認を受けなければなりません。

その承認には次のような事項があります。

1、経営農用地面積の現況および整備計画

生産性の高い畜産経営を確立するためには自給飼料生産基盤の整備拡充が欠くことが出来ないので、現在、育成目標を達成するに必要なだけの資料基盤を所有しているかどうか、また、その整備計画を有しているかどうかの判定を受けます。

2、計画作成者の居住地

酪農経営では集約酪農地域内、または酪農経営改善計画樹立市町村内に居住していることが要件であり、また肉用牛繁殖経営においては、市町村農業振興計画において基幹作目に肉用牛（繁殖）が承認されている市町村内に居住するものとされています。

ただし、農業構造改善事業の実施地区または、パイロット地区内で基幹作目と競合する経営は、この拡大資金を借りることができません。

3、農業従事者

農業経営の労働力は家族労働力を主体とし、雇用労働力が少なく、家族農業従事者が2人以上であること。

4、専業兼業農家の別

総所得の2分の1以上、農業所得が占めているか、または農家世帯員投下総労働量に対し、農林漁業に投下する労働量が2分の1以上であること。

5、現在の飼育頭数

酪農経営は搾乳牛頭数が過去1カ年間平均5頭以下か、または現在24ヵ月以上の頭数が7頭以下か、また肉用牛経営においては現在繁殖用肉用雌牛頭数が7頭以下のこと。

6、施設、機械、器具の整備、家畜の導入計画の概要、および拡大資金の年度別需要額の概算。

7、寒冷地等特殊地域に対する国有または県有牛の貸付農家は返納の義務期間が終了していないと対象

岡山畜産便り 1963.09

とならないので、貸付農家は返納義務が終了している場合。

これらのことについて農林事務所の承認を受けます。

計画書作成には十分な可能性を盛り込む

次に農林事務所の承認の通知を受た農業者の方は、最寄りの農業改良普及所を中心として市町村、農協の指導員の指導を受けて、経営計画書を作成することとなります。

経営計画を作成する場合にも、また作成を指導していただく場合にも次のことに注意してください。

- 1、経営計画作成者の創意を十分に生かし、経営計画がその地域の農業の発展方向にそのものとなるようにすること。
- 2、経営計画作成者が、その経営内部の諸条件のみにとらわれることなく、環境条件、特に経済的、地理的条件を十分配慮すること。
- 3、経営計画書は認定に必要な現在の姿と、計画達成後の姿を主として記載するようにされているが、計画の達成が確実となるようにすること。
- 4、施設、機械、器具の整備は、生産性が向上しうるようにする。いやしくも所得の増加のみにとらわれ、過剰投資におちいることのないように配慮すること。
- 5、自給飼料の生産については、その年間総量を確保することにとどまらず、良質な粗飼料の確保に努めること。また年間を通じ飼料給与の均衡が保たれるようにすること。
- 6、土地改良、また土地取得等については、計画期間内に実現が確実なものに限るようにすること。
- 7、生産物、生産資材の将来の価格については、過去において実現された価格の平均水準を採用する等計画が客観的に信頼のおけるものとなるようにすること。
- 8、経営計画の将来の家畜生産力の諸元、飼料作物関係の諸元については、現在の技術水準に立脚することを原則とし、技術水準の向上を見込む場合は、普及性を考慮して実現化し得る技術を採用すること。
- 9、経営計画書の「償還後現金余剰」はいわゆる農

家経済余剰ではなく、償却費、自己資本、利子等を含んだものである。従って、施設の耐用年数がその借入貸金の償還期間より短いもの（農機具など）、自己資金により取得造成した施設、および家畜の更新を自家育成によらない場合における当該家畜については、償却が行なわれ少なくともこれら施設および家畜の更新のための資金は、この償還後現金余剰から蓄積するようにすること。

貸付適格申請をおこなう

経営計画書が作成できたら県に対して認定手続きを取るようになります。

1、経営計画の認定申請の用紙は農林事務所から資格の承認通知のときに配布しますから、経営計画書正副7部を市町村に提出して、貸付適格申請を行ないます。

2、借入申込窓口と認定手続

(1) 借入申込窓口は総合農協を原則とし、借入申込書を提出しますが、この場合の認定手続は、市町村は経営計画を受理して、経営計画書の内容のうち事実の確認および意見書の作成にあたっては、総合農協の意見を取り入れて、意見書2部と経営計画書6部を農林事務所まで提出します。

(2) 総合農協において、この資金を取扱わないため、農業者の申込を受理しない場合は、貸付事業を行なう畜産の専門農協も借入申込窓口となり得るので、この場合は専門農協に借入申込みを行います。

この場合市町村は、総合農協でこの資金を取扱わないことを確認して、その旨を意見書に記入すると同時に、借入申込みの提出された専門農協の意見を聞いて、意見書を作成するようになります。

(3) 総合農協が借入申込者個人の理由で申込みを断った場合は、専門農協において借入申込みを受理することもあります。

この場合市町村は、まず総合農協でこの資金は取扱うが、借入申込者個人の理由で借入申込みを断った理由を意見書に記入し、ついで専門農協の意見を聞いて、その意見と両方意見書に記入することとなります。

申込み窓口が専門農協になった場合は、農林事務所は実情をよく調査し、その報告にもとづいて、県

岡山畜産便り 1963.09

は市町村の意見書を参考にして、経営計画書の認定を行ないます。

認定通知は農林事務所、市町村を經由して経営計画作成者に通知すると同時に、金融機関である農協、県信連、農林公庫に通知します。

また、拡大資金の貸付を受けて当該計画を実施することが適当である旨の認定をした場合には、農業改良普及所に指令して、拡大資金借入れ後の経営指導を市町村、農協と協力して行ないます。

認定は取り消す場合がある。

県の認定を受けた経営計画も次のような場合には認定が取消されます。

- 1、認定の取下げ申請があったとき
- 2、認定を受けた者が農林公庫、県信連および農協に対し借入申込みを辞退したとき。
- 3、認定後に経営計画書の不実記載が発見されたとき（当該不実記載にかかる事項が軽微な場合および当該部分につき経営計画の変更の承認が行なわれる場合を除く）
- 4、農業生産法人が合併または分割した場合において、合併または分割後の農業生産法人（分割の場合には、認定を受けた経営計画にかかる畜産経営を営むもの）が経営計画の認定要件に適合しないときとなっています。

(10 頁へつづく)